



平成28年(ワ)第380号 放送法遵守義務確認等請求事件(第1事件)

平成28年(ワ)第696号 放送法等遵守義務確認請求事件(第2事件)

第1事件原告 宮内正徹

第2事件原告 溝川悠介外44名

被告 日本放送協会

訴えの追加的変更申立書

2017年6月12日

奈良地方裁判所 民事部1B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

弁護士 白井 啓太郎

弁護士 安藤 昌司

弁護士 辰巳 創史

弁護士 星 雄介

弁護士 阪口 徳雄

弁護士 山下 悠太

原告らは、頭書事件の内、第2事件について、以下の通り訴えを追加的に変更する。

第1 主位的請求の趣旨

- 1 被告は、原告らに対し、ニュース報道番組において放送法第4条を遵守して放送する義務があることを確認する。
 - 2 被告は、各原告に対し、各金5万5000円を支払え。
 - 3 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決並びに第2項について仮執行宣言を求める。

第2 予備的請求の趣旨

- 1 被告は、原告らに対し、ニュース報道番組において自ら定めた「国内番組基準」を遵守して放送する義務があることを確認する。
 - 2 被告は、各原告に対し、各金5万5000円を支払え。
 - 3 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決並びに第2項について仮執行宣言を求める。

第3 請求の原因

- 1 当事者
訴状記載のとおり。
- 2 被告NHKは放送法及び「国内番組基準」を遵守した放送を視聴者に対して放送する義務があること
訴状の請求の原因第2記載のとおり。
- 3 被告NHKの放送法第4条等の違反の事実
訴状の請求の原因第3記載のとおり。
- 4 原告の権利、利益の侵害
(1) 政治的に公平な放送を享受する権利

民主主義国家においては、主権者である国民は、国民の権利や暮らし、平和と民主主義に重大な影響を及ぼす、政治・経済・外交・安全保障その他の国政情報を十分に「知る権利」（憲法21条）を保障されなければならない。

国民は、主権者として、政治的に多様かつ公平、公正な情報を享受する自由・権利を有している。それは、民主主義の前提をなすものである。国民は、広範かつ多角的な角度からの公平・公正で豊かな情報を享受することによって、国政や国民生活に係わる重要な課題に関して、自由に議論し、批判活動などを通じて、政府の誤りを是正していくことが始めて可能

となる。

政治的に不公正な報道ばかりが横行する場合には、それらの情報の影響を受けての判断を国民は強いられ、政府の誤りを是正することが著しく困難となる。

(2) 捕らわれの視聴者

情報収集手段が発達した現在では、見たくないものは見ないという自由も存在する。

しかし、被告は特殊法人であり、テレビなどの受信設備を持っているだけで、国民は受信契約の締結義務を課されている。

さらに、その受信料は、実務上は「特殊な負担金」であるなどと称して強制的に徴取され、これを拒否した場合には訴訟を提起されるなどの不利益が存在する。

このように、広く国民は、被告との受信契約の締結を強制され、その放送する政治的ニュースを始めとする報道番組について、好むと好まざるとにかかわらず視聴することが予定されている。

これは、被告NHKが「あまねく日本全国において」、「国内基幹放送を行う」ことを目的としていることから当然のことではあるが、その前提として、被告NHKの放送内容が、とくに政治的ニュースの報道番組においては「政治的に公平であること」が強く求められている。

被告NHKは公共放送とされていることから、一般的に、「NHKは（スポンサーの意向をうかがわざるをえない）民間テレビ局よりも公平公正である」と信頼されてきたこともその帰結である。

そのようなNHKが政治的に公平でない放送をした場合の弊害は、民間放送事業者とくらべても極めて大きいと言わざるを得ないのであって、被告NHKによる放送法違反は、民間放送事業者と異なり、視聴者の権利を侵害する程度が大きいことは明らかである。

5 因果関係

被告の政治的に公平でない放送により、原告の政治的に公平な放送を享受する権利が侵害されていることは明らかであり、因果関係については論じるまでもないところである。

6 損害

以上のように、原告は、放送法第4条及び国内番組基準を遵守しないニュース報道番組における被告の放送により、広範かつ多角的な角度からの公正で豊かなニュース報道番組を視聴する権利を侵害された。

その精神的苦痛を慰謝するための慰謝料額は、各原告につき、少なくとも5万円を下ることはなく、その1割に相当する弁護士費用も因果関係を

有する。

7 結論

よって、原告らは、被告に対して、主位的請求の趣旨第1項の通り、放送法第4条1項を遵守して放送する義務があることの確認を求めるとともに、損害賠償請求として、それぞれ金5万5000円の慰謝料の支払いを求める。

また、予備的に、予備的請求の趣旨第1項の通り、被告が自ら定めた「国内番組基準」を遵守して放送する義務があることの確認を求めるとともに、損害賠償請求としてそれぞれ金5万5000円の慰謝料の支払いを求める。

以上